

〔令和4年10月31日〕
大洲市要綱第168号

大洲市建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事関連業務（以下「市業務」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする共同企業体（高度な技術を要する業務を実施することを目的として業務ごとに結成されるものに限る。以下同じ。）に必要な資格その他市業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事関連業務」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に関連する調査、設計及び測量等の業務をいう。

2 この要綱において「有資格業者」とは、大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）第6条の規定に基づき競争入札参加資格の認定を受けている者をいう。

(対象業務)

第3条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる市業務は、高度かつ特殊な技術を必要とするため、建築士事務所、建設コンサルタント等の協業をもって履行させることが適正と認めるものとする。

2 前項の規定により、共同企業体により市業務の競争入札等を行わせることとした場合であっても、当該市業務に係る共同企業体（その構成員を含む。）以外の有資格業者であって当該市業務を確実に円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

(共同企業体の構成員の数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、業務ごとに市長が定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(共同企業体の構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 有資格業者の組合せであること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 一の共同企業体の構成員が、同一の市業務に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

(共同企業体の構成員の出資比率)

第6条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第4条ただし書の規定を適用するときは、市長は、別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(共同企業体の代表者)

第7条 代表者は、構成員のうち、最大の施行能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。ただし、出資比率が同じであって、施行能力が同程度である場合には、当該構成員が協議して代表者を決定するものとする。

(共同企業体による競争入札の公告)

第8条 市長は、共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式
- (2) 競争入札の場所及び日時
- (3) 共同企業体により競争入札を行わせる業務である旨及び当該業務名
- (4) 業務場所
- (5) 業務概要
- (6) 履行期間
- (7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先
- (8) 共同企業体の入札参加資格
- (9) 共同企業体の有効期間
- (10) その他市長が必要と認める事項

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第9条 前条の規定により公告された市業務について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定により公告した市業務につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(入札書)

第10条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印す

ることで足りる。

(契約書)

第11条 共同企業体の業務委託契約書には、共同企業体の所在地及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が、契約に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

大洲市長 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____共同企業体

共同企業体の代表者の名称
及び代表者氏名 印

共同企業体の構成員の名称
及び代表者氏名 印

共同企業体の構成員の名称
及び代表者氏名 印

今般連帯責任によって建設工事関連業務を共同で実施するため、_____を代表者とする共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において大洲市の発注する_____業務の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において大洲市の発注する_____業務について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 業務の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 業務委託契約に関する一切の権限
- (3) 業務委託料の請求及び受領に関する一切の権限
- (4) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (5) その他業務の実施に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	所在地	出資割合 (%)
代表者			
構成員			
構成員			

2 業務の入札、見積り、業務委託契約及び業務委託契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

共同企業体協定書モデル案

〇〇・△△共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 大洲市発注に係る□□□□□□□□業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後〇月までの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地 〇〇株式会社

▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地 △△株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 ▽▽%

△△株式会社 ▽▽%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、▽▽銀行▽▽支店とし、当企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条第 1 項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条第 1 項に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条第 1 項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外1社は、上記のとおり〇〇・△△共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役

▽▽▽▽

印

△△株式会社

代表取締役

▽▽▽▽

印